

答申第42号
平成15年9月22日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成14年7月26日付け兵公委発第053b-7007号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日、兵庫県神戸市須磨区 にてのスピード違反交通取締りを実施するために用いられたレーダースピードメーターの定められた取扱方法を示す文書、取扱説明書。ただし、別紙1 C 参照

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日、兵庫県神戸市須磨区 にてのスピード違反交通取締りを実施するために用いられたレーダースピードメーターの定められた取扱方法を示す文書、取扱説明書。ただし、別紙1 C 参照」に係る非公開の決定は取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成14年4月8日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

審査請求人が公開を求める本件公文書は、平成 年 月 日、神戸市須磨区 において実施された交通取締り(以下「本件交通取締り」という。)に使用されたレーダースピードメーターの取扱説明や設置方法をまとめたものである。

警察本部長は、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1号に該当する個人情報及び同条第6号に該当する取締り場所に関する情報といった非公開情報を公開することになるため、本件は条例第9条に該当するものとして、当該文書の存否を明らかにすることはできないと説明している。

また、兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)は、非公開理由補足説明書において、上記「取締り場所に関する情報」は条例第6条第3号にも該当する旨を主張している。

しかし、本件公文書はレーダーの取扱説明書であり、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報には該当しない。

また、本件公文書が公開されたとしても、実質的にレーダーの測定を逃れる手段はないから、違法行為を容易にするおそれはない。

諮問庁は、速度取締りの場所に関する情報が公になると、取締り効果が

期待できなくなる、犯罪捜査・予防の活動に支障を来すなどと主張するが、取締りの場所が公になれば、取締りを避けようとする運転者は、当該場所を通行しない、又は当該場所で違反をしないようになり、当該場所での事故は減るので、取締りの目的は達成されるし、犯罪捜査・予防の活動に支障が生じることはない。当該場所を知っているから対抗措置を講じるという主張は諮問庁の妄想に過ぎない。また、当該場所を公開することとその他の場所における違反行為を容易にすることは何ら関連性がない。

よって、上記の主張は失当であり、条例第9条を適用する理由はない。

3 非公開理由の追加主張について

諮問庁は、本事案の審議が終了する間に「非公開理由補足説明書」を提出し、前記2 後段のとおり、非公開理由を追加しているが、本説明書の提出は審議を遅らせ、裁決の遅延に影響を及ぼす違法なものであり、行政不服審査法の本質から逸脱した意見書提出権の濫用であって、採用すべきではない。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書、非公開理由補足説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書に係る公開請求書には、須磨警察署長が特定個人に宛てた回答書が添付されており、当該個人が同警察署長に対し質問書（信書）を提出したことが推察できる内容になっている。そのような信書の存在及び内容は、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当する。

上記信書に記載された内容に基づいて文中に出てくる事柄を特定して、それに関する公開請求が行われたことに対し、請求対象の公文書の存否を答えることは、上記信書の内容や存在について答えることとなり、条例第6条第1号により保護しようとする利益が損なわれる。

2 本件公文書は、特定の日、特定の場所において行われた速度取締りに用いられたレーダスピードメータの取扱説明や設置方法をまとめたものである。

速度取締りの場所に関する情報は、速度取締りが可能な場所が限定されることから、たとえ過去の情報といえども、速度取締りを行うことが予定されている場所に関する情報に該当する。これらの情報が公になると、運転者が当該場所で減速する又は当該場所を避けるといった回避措置を講じるため、取締り効果がほとんど期待できなくなるとともに、道路交通法違反被疑者を検挙する犯罪捜査や犯罪予防に支障が生じる。よって、これらの情報は、条例第6条第6号ア「公にすることにより、取締りに係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報」に該当するだけでなく、同条第3号「公にすることにより、犯罪の予防又は捜査に支障があると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」にも該当する。

一般に特定の日時、特定の場所における交通取締りに係る公文書に関する公開請求については、当該公開請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の日時、特定の場所において交通取締りが行われているか否かを答えることとなり、条例第6条第6号及び同条第3号により保護しようとする利益が損なわれる。

- 3 したがって、本件公文書に係る公開請求に対しては、条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、特定の日、特定の場所において実施された速度違反取締りに使用されたレーダスピードメータの取扱説明や設置方法をまとめたものである。

2 条例第9条適用の適否について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号、同条第6号ア及び同条第3号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、特定個人が須磨警察署長に送付した信書の存否が明らかになり、条例第6条第1号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれる旨を主張している。

- ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」を非公開情報として規定している。

イ 本件公文書に係る公開請求書を見てみると、公文書の件名として、「平成 年 月 日兵庫県神戸市須磨区 にてのスピード違反交通取締りを実施するために用いられたレーダースピードメーターの定められた取り扱い方法を示す文書、取扱説明書。ただし、別紙 1 C 参照」と記載されている。そして、別紙 1 として、須磨警察署長から特定の者（実名が記載されている。）に対する回答書が添付されているが、C には、公文書の件名の記載のうちの「ただし」以前に書かれている事項以外に文書特定上必要な事項は特に記載されていない。

ウ つまり、本件公文書公開請求については、回答書の添付の有無にかかわらず、請求対象となっている公文書すなわち本件公文書の特定は可能であり、その点を考慮すると、本件公文書の存否を答えるだけで回答書の存否や内容を答えることになるとは言えない。

エ したがって、本件公文書の存否を答えることにより、回答書、ひいては当該特定の者から須磨警察署長あての信書の存否が明らかになり、条例第 6 条第 1 号により保護しようとする利益が損なわれるという諮問庁の主張は妥当性を欠くと言わざるを得ない。

次に、諮問庁は、本件公文書は特定の日、場所における速度取締りに係る公文書であり、このような公文書の存否を答えることにより、条例第 6 条第 6 号ア及び同条第 3 号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれると主張している。

ア 条例第 6 条第 6 号アは、公にすることにより、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報を非公開情報として規定している。

また、同条第 3 号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報を非公開情報として規定している。

イ 仮に本件公文書の存否を答えたとすれば、過去の特定の日、場所において速度取締りが実施されたか否かといったことが明らかになる。

諮問庁は、特定の場所が過去に速度取締りが行われたことのある場所であるという情報が公になった場合、運転者が取締りを回避する行為を行うため、取締り効果がほとんど期待できなくなると主張する。

しかし、過去の一時点において、特定の場所で速度制限違反に対する取締りが行われたことが、情報公開によって入手可能な情報となったとして

も、その特定の取締り（可能）場所を走行する車両の運転者がすべてその場所で取締りが行われているかもしれないということを知るわけではない。また、特定の場所で速度制限違反に対する取締りが行われることがあり得ると知った者でも、その場所でいつ取締りが行われるのかは知り得ないのだから、速度制限違反の走行をしている車両の運転者が当該場所を走行する度に常に速度を落として走行するとは考えにくい。これらの点に鑑みれば、過去の一時点において行われた特定の取締りの場所を公開することによって、条例第6条第6号アにいう「おそれ」が生じるという諮問庁の主張は具体性を欠くものである。

なお、現に行われた取締りは公権力の行使局面であり、それに関連する情報は情報公開制度の趣旨からも公開すべき要請が強いものである。条例第6条第6号アの解釈においても、この点は看過されるべきではない。

さらに、諮問庁は、上記の情報が公になった場合、犯罪の捜査や予防に支障があるとも主張するが、本件は、条例第6条第3号が本来予想する司法警察に関する情報、例えば具体的な犯罪の捜査に関する資料、を公開することによって捜査に支障が生じるおそれがあるといった事案とは事実の特徴において異なっているものである。本件交通取締りは一般的に行われた速度取締りであり、本件はその取締りの一地点の情報の公開を請求するものである。一般的に行われた速度取締りにつき、取締り実施の一地点の情報を公開することによって、条例第6条第3号にいう公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではなく、したがって、その「おそれ」が生じるという警察本部長の判断の相当性に関しては、妥当性を欠くことは明らかである。

ウ したがって、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第6号及び同条第3号により保護しようとする利益が損なわれるという諮問庁の主張は妥当性を欠くと言わざるを得ない。

なお、審査請求人は、諮問庁の行った非公開理由の追加について、審議を遅らせ、裁決の遅延に影響を及ぼす違法なものであり、採用すべきではないと主張する。

確かに、この非公開理由の追加がなされた時期については問題がないとは言えないものの、意見書等の提出時期について、条例上の制限が加えられていたわけではなく、必ずしも違法とは言い難いのであって、慎重な審査を行う観点から、これを取り上げたものである。また、追加して主張された条例第6条第3号に関する当審査会の判断は上記のとおりであって、実質的に審査の期間が延長されるというようなことはなかった。

3 以上のことから、警察本部長としては、本件公文書に係る条例第9条に基

づく非公開決定処分を取り消し、同公文書の存否を明らかにした上で改めて公開決定又は非公開決定を行うべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 7 . 26	・ 諮問書の受領
14 . 8 . 13	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
14 . 11 . 13 (第139回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
15 . 1 . 6 (第140回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
15 . 2 . 3 (第141回審査会)	・ 審議
15 . 3 . 11 (第142回審査会)	・ 審議
15 . 4 . 22 (第143回審査会)	・ 審議
15 . 5 . 27 (第144回審査会)	・ 審議
15 . 6 . 5	・ 諮問庁の非公開理由補足説明書の受領
15 . 6 . 25 (第145回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
15 . 8 . 5	・ 審査請求人の反論書の受領
15 . 8 . 6 (第146回審査会)	・ 審議
15 . 8 . 27 (第147回審査会)	・ 審議
15 . 9 . 22 (第148回審査会)	・ 審議 ・ 答申